

●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年9月7日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松港管理事務所	平成24年8月8日
長尾土木事務所	〃
高松土木事務所	〃
西讃土木事務所	平成24年8月16日
中讃土木事務所	〃
土木監理課（用地対策室）	平成24年8月21日
河川砂防課	〃
建築課（建築指導室）	〃
道路課	平成24年8月22日
都市計画課	〃
下水道課	〃
住宅課	平成24年8月23日
港湾課	〃
技術企画課（工事検査室）	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 消印及び証紙収納簿への登記が遅れていたとして昨年度指導注意としていたが、改善されていなかった。（西讃土木事務所）

(イ) 証紙を貼付した申請書に、月別の通し番号の記載がないとして昨年度指導注意としていたが、改善されていなかった。（西讃土木事務所）

(ウ) 証紙の消印に誤って受付印を押していたが、訂正できていないものがあった。（中讃土木事務所）

- (エ) 特殊車両通行許可申請に伴う証紙の消印の時期について、証紙の保管によって事故が生じないように、改善するとともに、各事務所を指導する必要がある。(道路課)
- (オ) 証紙の貼付について、コピーした申請書に貼られていたり、所定の場所に貼られていなかった。また、申請書・証紙収納簿に月別の通し番号の記載がなかった。(道路課)
- (カ) 行政財産使用料は、使用許可期間が翌年度以降にわたる場合は、翌会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要がある。(下水道課)

イ 支出事務について

- (ア) 県外出張の旅費計算に誤りがあったため、追給する必要がある。また、県内出張していたが旅費が支給されていないものがあった。(中讃土木事務所)
- (イ) 超過勤務等命令簿について、修正液を使用して職名、氏名、勤務命令時間又は用務事項を訂正していたものがあった。
また、超過勤務等命令簿の斜線抹消した部分を修正液で修正し、超過勤務命令対象者を追加していたものがあった。(建築課)
- (ウ) 団体で購入したプリンターを県費で修繕していたが、団体で修繕する必要がある。(道路課)
- (エ) 高速道路利用者の通勤手当について、勤務日でない日に支給されていたので、返納させる必要がある。(都市計画課)
- (オ) 補助金の確定調査が終わったときは、補助事業調査調書を作成し、所属長の決裁を受けておく必要がある。(下水道課)

ウ 契約事務について

- (ア) 道路改修工事に伴う契約変更について、変更事前協議書及び現場打合簿が作成されていなかった。(長尾土木事務所)
- (イ) 空調、消防設備点検業務委託について、作業実施報告に点検結果の報告が漏れている項目があった。(長尾土木事務所)
- (ウ) 年間で比較すればこれまでの単年度契約の委託額と同じ額で5か年間の警備委託業務を一般競争入札により締結していたが、長期継続契約は限定的な措置にもかかわらず、委託額の低減化などについて、十分検討せずに予定価格を設定して委託を行っていた。(西讃土木事務所)
- (エ) 清掃業務委託について、契約書で定められた回数どおりの清掃を行っていないものがあると同時に、業者から提出された成果報告書の内容に鉛筆書きされたものがあった。(中讃土木事務所)
- (オ) 委託料の支出について、履行確認が十分に行われずまま支払っているものがあった。(中讃土木事務所)

エ 物品管理について

- (ア) 郵便切手類受払簿、番町地下駐車場回数券受払簿について、繰越額の記載や、物品出納命令者印、出納員印のないものがあった。(西讃土木事務所)
- (イ) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。(中讃土木事務所)
- (ウ) 帳簿に記載されていない現金や金券類が見つかった。(土木監理課)
- (エ) 指定管理者に貸し付けられている重要物品について、重要物品票に貸付の記載がなされていないものがあった。(都市計画課)

(オ) 指定管理者への貸付物品について、払出にかかる備品出納通知書が作成されていないものなどがあった。(都市計画課)

(カ) ETCカードを使用したにもかかわらず所属長の使用承認を得ていないものや使用年月日の未記載があるなど、使用者への指導や管理が十分に行われていなかった。(住宅課)

(キ) 借入物品について借入品出納保管簿が作成されていなかった。(港湾課)

オ 任意団体について

県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(高松港管理事務所、土木監理課、港湾課)

(3) 検討指示事項

廃道及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、引き続き計画的な処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防課)